

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 27 年 3 月 18 日(水) 午前 10 時 00 分～11 時 11 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川 美克、 3 番 柳沢 英希、 6 番 幸前 信雄、
7 番 杉浦 辰夫、 9 番 北川 広人、 1 2 番 内藤とし子、
1 3 番 磯貝 正隆、 1 5 番 小嶋 克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

1 番 長谷川広昌、 4 番 浅岡 保夫、 5 番 柴田 耕一、
1 0 番 鈴木 勝彦、 1 1 番 鷲見 宗重、 1 4 番 内藤 皓嗣、
1 6 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事 G L、総合政策 G L、
福祉部長、地域福祉 G L、生涯現役まちづくり G L、保健福祉 G L
介護保険・障がい G L、福祉まるごと相談 G L、
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、
学校経営（教育センター） G L、学校経営（教育センター） G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- (2) 議案第 8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 9号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議案第 11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について
- (6) 議案第 12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- (7) 議案第 13号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第 14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第 15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について
- (10) 議案第 16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (11) 議案第 17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (12) 議案第 18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について
- (13) 議案第 19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改

正について

- (14) 議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- (15) 議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について
- (16) 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について
- (17) 議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、一般議案17件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。それでは、当局より説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございませぬ。

《質 疑》

(1) 議案第7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
委員長 質疑を行います。

問(15) この配偶者同行休業、ちょっと、今まで見慣れなかった言葉なんですけども、この条例の趣旨というか、目的といいますか、それから、今までこのようなケースが高浜市にあったかどうか、まず、その点をお願いいたします。

答(人事) まず、条例の趣旨、目的でございますが、地方公務員法の一部改正におきまして、第26条の6で、新たに配偶者同行休業が規定されました。平成26年2月21日から施行されているところでございますが、同法においては、制度の大枠が規定されているだけで、細部については、条例に委任されていることから、この条例を制定させていただくものでございます。なお、国家公務員につきましては、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律が制定され、同日より施行されております。配偶者同行休業制度について簡単に言いますと、公務において活躍することが期待される職員が、海外で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能にするため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業制度でございます。ケースでございますが、過去に配偶者の海外勤務で職員を辞めたケースが2件ございます。1件が、平成22年4月に採用した職員が配偶者の海外勤務、アメリカになります。その勤務によって翌年の平成23年3月に退職された事例と、平成25年3月にも配偶者の海外勤務によって退職した事例がございます。

問(15) 第2条に職員が申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、とありますけども、基本的に職員というのは、それぞれの持ち場、当然、責任もっている立場でありますので、何か、この公務の運営に支障がないと、ちょっと、これは何か、では、しょうがない人が結構いるのかというように勘違いをしてしまいますけども、ちょっと、この辺の言葉をすみませんけどお願いいたします。

答(人事) 第2条におきまして、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認められるとき、その職員の勤務成績、その他の事

情を考慮した上で、承認することができるというところでございます。こういった公務の運営に支障がないと認めるときというのは、やはり、ケース・バイ・ケースだと思います。ただ、海外に赴任する配偶者とともに、配偶者同行休業をすることによって、帰ってきたのち、職員が、また新たに高浜市職員で頑張っていたかどうかというところの判断、及び、今、担っている業務が滞ってはいけないものですから、そういったものが担保できるようにというような措置でございます。

問（15） 配偶者は同じ、例えば、市役所の人であるのか、その制限は、別に、特にありませんか、ほかの市役所であっても。

答（人事） 配偶者は、特に、同じ市役所で勤務していなければいけないのかというと、そうではございません。例えば、民間企業に勤めている配偶者であっても、これは認めることになっております。

委員長 ほかに。

問（6） 2、3、確認したいんですけども、これは延長を認められるようになっていきますよね。この延長の期限というのは特に明記されていないんですけども、一応、3年という形でやられて、延長というのは状況に応じて、追加で2年とか、そういうパターンで考えてみえるのか、どういうことを想定した内容になっているか、ということを教えていただきたいんですけども。

答（人事） 延長でございますが、配偶者同行休業の期間が3年間というふうで認められております。ですので、最初1年間の休業を認めたんですけども、さらに、また配偶者が海外勤務を命ぜられたというところになりましたら、1年をさらに延長して、また2年とか、1年だとか、そういったふうで認められるものでございまして、3年以上超えたものに関しては、特にこれは認められませんので、よろしく申し上げます。

問（6） これというのは、例えば、3年、奥さんか夫かわかりませんが、海外勤務をされて、戻ってみえて、また再度、何年か国内にみえて海外に出られるというのは、これは回数の制限というのは特にあるのですか。

答（人事） 特に回数の制限等はございませんが、一応、3年を限度にというふうでございます。国においても、ちょっと、そういった事例が、まだ規則の改正等の整備が済んでおりませんので、そういった事例がもし出てこようもの

でしたら、国家公務員の配偶者同行休業の制度に従って運用してまいりたいと思います。すみません、まだ、ちょっと、規則等が、なかなか運用上のところが設置できておりませんので、そこら辺については、国の動向と同じような動きを考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(7) 今回の改正で、平均2%の引き下げとなった理由を、お願いいたします。

答(人事) 今議会に上程させていただいた条例の一部改正につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に基づき、改正を行うものでございます。今回の給与制度の総合的見直しは、地域間、世代間の給与配分の見直しがされました。まず、地域間の見直しでは、全国的にみて、公務員の給与水準が依然として民間を上回る地域、例えば、東北地方や山陰、四国地方などがあることを受けまして、給料表の水準を、こうした民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえ、平均2%引き下げることとなりました。一方で、地域手当の支給割合を見直し、例えば、東京都特別区では18%から20%に引き上げるなど、地域間の官民格差をより反映するように見直しがされました。また、世代間の見直しでは、若い職員の号給の下げ幅を押さえ、反対に、50歳代後半層の職員が多く在職する号級を、最大4%引き下げ、平均で2%引き下げるものでございます。ただし、給料表の引き下げに伴い、切りかえ日の前日、平成27年3月31日に受けていた月額に達しない職員に対して、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限りまして、経過措置として、その差額を支給するものでございます。

問（７） 次に、この地域手当の支給割合を見直し、地域間の官民較差ですか、より反映するようにと、今、説明があったわけですけど、本市の地域手当は見直す予定があるかどうか、お願いします。

答（人事） 地域手当の支給割合については、衣浦衛生組合の構成市であります碧南市の支給割合に合わせ、現行の６％を維持していきたいと考えております。

問（７） 次に、給料表の水準が２％引き下がって、地域手当の支給割合が変わらなければ、実質２％引き下がるということになるわけですから、近隣市で同様な地域手当の現状を維持する市はあるかどうか、お願いします。

答（人事） 現在、地域手当を現行で維持する市は、碧南市、安城市、本市でございます。なお、刈谷市、知立市、西尾市においては、地域手当を引き上げる予定と聞いております。

問（７） 次に、今回の減額の影響額について、お願いします。

答（人事） この減額による影響額でございますが、職員２４７人中１７８人が対象となりまして、年額約１，８００万円、１人当たり約１０万円の減額となりますが、３年間の経過措置がございますので、その間、切りかえ日の前日に受けていた月額に達しない職員には現給保障されることから、実際には、減額はされません。

問（７） 今回の人事院勧告に伴って、給与制度の総合的見直しは、全国一律に行われると理解していいかどうか、お願いします。

答（人事） 基本的に、全国の市町村が人事院勧告に伴い改正を行うものでございまして、本市に限ったものではございません。

委員長 ほかに。

問（１２） 今、東北や山陰地方に合わせてというお話でしたが、これは、全国平均ではないんですか、お願いします。

答（人事） これまでの人事院勧告では、全国の平均を出させていただいておりましたが、今回の総合的見直しに伴いまして、賃金の低い地域の賃金に合わせるという改正でございます。

問（１２） 高浜は、特にラスパイレスからいっても、どちらかというところと下げ気味できているのではないかと思うんですが、低いところに合わせてやるとい

うのは、全国平均でなくて、低いところに合わせて改正するというのは、ちょっと、納得がいかないんですが、その点での説明をお願いします。

答（人事） ラスパイレス指数でございますが、参考に申し上げますと、平成26年度は98.9となっております。先ほども御説明させていただきましたが、人事院勧告に伴いまして、給与水準を全国の平均ではなく、一番低い地域に合わせまして、その格差を地域手当で埋めていくと、例えば、東京都でいきますと、今まで18%だったのが20%に切りかわったとか、そういったところで調整をさせていただく改正でございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 提案理由ですけれども、今までですと、この現下の情勢に鑑みという、確か言葉が入っておったと思うんですけれども、今回、この言葉が入っていないんですけれど、この理由について。

答（人事） 確かに委員言われるように、これまで、現下の社会経済情勢を踏まえてというような表現を、今までこの提案理由でさせていただきました。それで、この委員会で幾度となく、社会経済情勢は指標があるのかというような御質問をいただけてきました。ただこれは、提案理由でも説明させていただきましたが、あくまでも市長、副市長の申し出により、提案をさせていただいているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

問（15） ということは、今回、特に理由はないということですか、これは。削除したことに関しましては。

答（人事） 特になんということではございません。確かにアベノミクス効果によって、株価の上昇や、円安傾向による輸出関連企業の業績回復など、明るい兆しが見られる一方で、中小企業につきましては、依然、厳しい状況が続いている状況でございます。一方で、自治体を取り巻く環境におきましても超高齢者化社会の到来といった機構構造の変化やニーズの多様化、公共施設の老朽化対策など、依然として厳しい状況にあるといった経済情勢だと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（12） これは、介護保険が改正というか、改悪というか、なって、その細かいところを市で決めるようになってきた関係だと思うんですが、要支援の1とか2のサービス、地域支援事業への移行をされると思うんですが、その移行見直しというのは基本方針で書かれているんですが、これから27年4月から高浜は条例が出て変えるということなんですが、具体的に、どのように変えられるのか、どのようにするのか、お示してください。

答（介護・障がい） 委員の御質問ですけれども、この条例とは、ちょっと関係がないのかなと思っておりますけれども、平成27年4月からの移行につきましては、一般質問等でも、御答弁をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（9） 議案第10、11、12号、それぞれ全部に関わってくることだと

思うんですけども、市が条例で定める際の基準というのが、従うべき基準と、参酌すべき基準と、あるということで、今回、この条例がつくられていると理解しておりますけども、特に、議案第10号におけるものに関しては、国の基準、通常は省令と同じ基準になると判断しておるんですけども、高浜は、ここが違うよ、というところがあるのか、もしあれば、その理由をお聞かせいただければということです。

答（介護・障がい） 国の省令に準じて、今回、条例を制定させていただいているんですけど、特段、国の基準と異なる内容を定める地域性というものは認められないと判断をしております、国の基準どおり制定をさせていただくということでございます。

問（9） 記録の整備に関しては、国の省令に準じているんですか、高浜は長いではないですか。あれは、どうでしたかね。

答（介護・障がい） 記録の整備につきましては、条例ではなくて、規則のほうで謳っていきたいと思っておりますけれども、国のほうですと、2年間保存しなければならないとなっておりますが、介護給付の返還請求等々、地方自治法の規定により5年という定めがございますので、記録の保存期限については5年と規定をしていく、ということでございます。

問（9） ここで聞かないとわからないので、ここで聞かせていただきますけども、新しい形でサービスというものが、今後、行われていくと、介護保険法の改正によってなるわけですけども、イメージとして、例えば、包括支援センターにおみえになったときに、どのような形で進めていかれるのかがちょっとイメージできないんですよ、その現場の姿が。条例は条例で、これはいいですよ、それぞれの事業所に対する規制ですから。これはいいんですけども、こういうところに割り振られていく介護保険に適用される方と、そうではない方と、分かれていくというのが、例えば、厚労省で示されている部分でいうと、窓口でチェックシートを用いてやっていくだとかということが出ているではないですか。その辺のところを少しイメージとして、我々にわかるような感じで、ちょっと教えていただくと。細かいところまでは結構ですけども、こういう形で流れていくんですよ、というところをお示しいただければありがたいんですけども。

答（介護・障がい 主幹） 委員おっしゃるように、4月から総合事業が始まるわけでごさいます。まず、窓口相談におみえになった方々について、明らかに要介護状態の御様子の方におきましては、今までどおり、要介護認定申請を頂戴いたしまして、認定調査、また、主治医意見書を頂戴いたしまして、要介護認定に行くわけでごさいます。御様子が、御本人ないし、御家族のお話の中で、比較的軽度だと、要支援相当になるであろうという方々におきまして、そのサービス利用が、デイサービスだとか、ヘルパーに限られるような場合におきましては、チェックリストを用いまして、軽易な方法で速やかにサービスを使っていただくということになってまいります。次に、明らかに健康で、閉じこもり予防だとか、そういったふうになっていきますと、一般の介護予防事業のほうへつないでまいる流れになっていこうかと思えます。

問（9） そのこのところというのは、よく市民の方々に御説明をいただいて、特に、今までと違う、例えば、自分の父親は、もう既に介護認定を受けている。今回、新しく自分の母親が行ったときには扱いが違うのではないか、というようなことになりかねないのかなという気がしますので、そのこのところは、重々注意をして進めていただきたい。また、その前に、十分に市民に周知をしていただきたいということを申し添えたいと思えます。

問（12） チェックリストでいきいき広場へ相談にみえた人に対して、分けていくというお話でしたが、やはり、その説明がきちんとされて、要介護を受ける方の状況が見てなくて、そういうふうで決められるというのは、いかなものかと思うんですね。やはり、今までみたいに、きちんと状況を把握して、それからして行っていただきたい。ということと、かなり……

委員長 すみません。12番委員、質問ですか。

問（12） ええそうです。まず、要介護のサービスを受けられる方の状況をきちんと見て、判断をしていただきたいということです。それについて、お願いします。チェックリストでやるというお話ですが、やはり、もし、家族の方が軽く……

委員長 9番委員の最後のところと重複しているような気がするんですけど。

問（12） もういいです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

- (5) 議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(12) 地域包括支援センターの職員に係る関係なんですが、これは、現在の職員数なんかと変わりはないのかどうか。最初、地域包括支援センターをつくる時に、高浜だと2つぐらいという話、そういう基準もありましたけども、そういう点ではどういうふうになっているのか、お示してください。

答(介護・障がい) まず人数ですが、今ここにある保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員1人という基準を満たしているという状況にあります。それから地域包括支援センターを2カ所設ける必要があるではないかという御質問でございますが、センター自体は、その機能が最も効果的、効率的に発揮されるように設置をする必要があり、日常生活圏域とも密接な関係があると思っております。日常生活圏域については、人口規模のほか、地理的条件、業務量、運営財源、専門職の人材確保、そういったことなどを考慮して設定をしていくわけなんですけど、総合的に判断をしまして、現在は1カ所といった設定をしております。圏域の設定などにつきましては、地域包括支援センターの運営協議会で検討をするということになっておりますので、委員からの意見等も踏まえて、今後は検討していきたいと考えております。

問(12) ここにも載っていますが、地域包括支援センターの運営協議会は、何人ぐらいで、どういう方になっているのか、お示してください。

答(介護・障がい) 構成メンバーですが、15名となります。学識経験者が1名、保健医療福祉関係者が7名、サービス提供事業者が4名、それから、市民の方が3名ということでございます。

問（１２） 市民の方が、今、何名。３名。これは、そういうメンバーも、どれぐらいの方がずっと同じ人でやっているのか、それとも、２年に１回変わるとか、３年に１回変わるとか、そういう点ではどうですか。

答（介護・障がい） 任期については、３年となっております。

委員長 ほかに。

問（９） 先ほどのところの続きがこの条例なので伺いますけど、チェックリストを窓口で用いてというお話があったわけですが、この地域包括支援センター窓口でチェックリストによっての、来られた方の割り振り、言い方は悪いですが、どの対象になる方なのかということを決めるというか、決定ではないと思いますけども、ある程度そこで来られた方にお示しをされると思いますけども、そのときにはどういう方がかかわって、それを決めていかれるのか、当然、１人ではないと思いますけども、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

答（介護・障がい 主幹） 地域包括支援センター職員が、御本人様のチェックをさせていただきまして、該当するしないにつきましては、国等で基準が示されているわけですが、詳細な部分につきましては、やはり、１人の窓口センター職員が決めるということではなくて、複数の職員で、話し合いで決定していくことになってまいります。

問（９） そうすると、例えば、介護保険審査会みたいな、そこまでのものではないにしても、ある程度そういう組織を持つようなイメージで考えていいのか、あるいは、業務上、最低限２人で管理しなさいよとか、３人で管理しなさいよとかいうような簡易な形でやっていかれる予定なのか、今、現状、どのように考えてみえるんでしょうか。

答（介護・障がい 主幹） 介護保険認定審査会まではまいりませんが、ある程度、そういった合議体を持っていきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第１１号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(12) これは、法人であるものとする。となっているんですが、法人でない場合は、あるのかどうか。そういう場合には、どういうふうな形になっているのか、お示してください。

答(介護・障がい) 法人でなければならぬというふうになっておりますので、法人でない場合は、ないと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(15) これは総括質疑でもちょっと出ましたけども、改めて、ちょっとお聞きしたいんですけども、子ども健全育成支援員を配置した、まず、この理由。どういったことをやられるのかということ、まず、最初にお聞きしたいと思います。

答(地域福祉) 総括質疑のときの答弁とちょっと重なる部分がありますが、設置をした理由ですが、まず、貧困家庭の子供が、大人になっても生活困窮状態から脱することができないという貧困の連鎖を防止する点。また、困りごとを抱える子供さんや、若者の引きこもりやニートなどにより、将来的に発生が予測される新たな貧困を予防するために設置したものでございます。具体的な役割といたしましては、貧困家庭の子供や、困りごとを抱える子供や若者の相

談に応じて、必要な支援を導き出すこと。それと必要な支援につなげるための働きかけを、本人とその保護者に行うとともに、支援機関との調整を行うこと。それと、支援につなげた後も、定期的にフォローアップを行って継続的な寄り添い型の支援を行うことが、主な役割でございます。

問（15） 先回、確か総括質疑の場合は、学習支援も確か含まれているようにお聞きしたんですよ。これで間違いありませんか。

答（地域福祉） はい。学習支援とも、この子ども健全育成支援員は、大きなかわりがございまして、ここで相談を受けた子供さんたちを必要に応じて学習支援事業にこの支援員がつなげていくことですので、よろしく願いいたします。

問（15） 生活困窮者自立支援事業の中で、学習支援事業ありますね。これは、やはり、目的は貧困の連鎖を断ち切るとか、今、言った新たな貧困を防止すると、そういった意味で言いますと、この子ども健全育成支援員もある面で目指す目的というのは確か一緒のように思うんですけど、そこら辺はどのように考えたらいいでしょうか。

答（地域福祉） 委員おっしゃるとおり、そのとおりでありまして、目指すべき目的は同じということですので、この子ども健全育成支援員と学習支援事業が連携しながら子どもさんたちの将来に向けて、いろいろな希望が持てる支援をしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（15） 最後になりますけども、実際に事業を進めていく上ではどのような違いがあるんですか、これは。

答（地域福祉） 子ども健全育成支援員につきましては、生活困窮家庭の子供さんとかの相談に応じて、例えば、学習支援事業につなげていきます。学習支援事業では、その子供さんたちを受け入れて、NPO法人に委託して、そういった学習の支援ですとか、生活改善への支援、もしくは、将来に向けての主体性、社会性等を養うような支援をしていくんですが、それにあわせて子ども健全育成支援員も、その学習支援の場に出席をして、その子供さんたちに対して、個別に相談等を受けたりしながら、さらに、その学習支援事業の中で、その子供さんたちが十分に支援できるように、そういった助言とかをこのNPO法人のほうにしていくような、そんな役割を持っていますので、よろしくお

願いいたします。

委員長 ほかに。

問（１２） 今、この子ども健全育成支援員、何名ぐらいを予定してみえるのか、お示してください。

答（地域福祉） １名でございます。

問（９） 確認をしたいんですけども、生活困窮者自立支援事業の中に、子ども健全育成支援員というこういう役割が何か示されておるのでしょうか。国のほうから何かこういう立場の方をというような、置く置かないを国から求められておるということは抜いておいても、そういうものがあるのかなのか、それをちょっと確認したいんですけども。

答（地域福祉） 生活困窮者自立支援法の中では、この子ども健全育成支援員というのは、位置づけられておりませんが、国の施策の中の生活困窮者への支援の中では、この子ども健全育成支援事業というのがございまして、その中で位置づけられておりまして、生活困窮者の自立支援を連携して取り組んでいきなさいというようになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第１３号の質疑を打ち切ります。

（８）議案第１４号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１２） この条例について、国の基準より低いというようなことも言われたような気がするんですが、それがどうなのかということと、実際、問題として３級以上の方は、これは保険料率だね、まず、そこをお願いします。

答（介護保険・障がい） 国より低いというところにつきましては、国の設定している乗率ですね、乗率が、高浜の場合は低いということで、ここの条例を

見ても乗率というのは謳ってはございませんが、基準額に、その乗率をかけたものを規定させていただいているということでございます。

問（１２） この最初のところに、認知症である居宅要介護被保険者という文章が出てくるんですが、こういう方というのは、どういうふうに判断をされていくのか、お願いします。

答（介護保険・障がい） この条例で言っている認知症であって、規則で定める程度以上の者である居宅要介護被保険者という者は、どういった方かということですが、具体的には、厚生労働省が示しております、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準というものがあります。その中の区分が、Ⅲ以上にランクする人ということで規定をしていきたいと思っております。Ⅲ以上という者はどういった状態なのかということですが、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とするという状態のことです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第１４号の質疑を打ち切ります。

（９）議案第１５号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１２） これ横出しサービスの関係だと思いますが、横出しサービスについては、私ども市の福祉施策でやれないかということ、いつも言っているんですが、そういう点では、検討されたのかどうかお願いします。

答（介護・障がい） 一般質問等々でも、お答えをさせていただいておりますが、この横出しサービスにつきましては、８割は一般会計からの支出ということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第15号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) ここに、最初のところですが、「複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改めるとなっていますが、これについて、高浜はどういうふうになっているのか、ちょっとこの当たりの説明をお願いします。

答(介護・障がい 主幹) 複合型サービスというのは、小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスでございまして、現在、高浜市では、そういった複合型サービスの提供は行われておりません。

問(12) 次に、その次のページなんですけど、第10条第2項中、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改めるとなっていますが、これは定期的に、外部の者による評価をなくすということだと思っておりますが、こういう面では、そういう定期的に評価を受けて、というのがなくなってしまうということはどういうふうになるのか。また、その対策はどのようにしていかれるのか、その点をお願いします。

答(介護・障がい 主幹) 地域密着サービスにおきましては、2カ月に1回、保険者である行政だとか、利用者代表、地域代表の方々が集まって、運営推進会議が開かれておりまして、その中で評価を行うということになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第16号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 例えば、第17条第7項中というところに、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改めるところが出てくるんですが、これは改めるとどうなのか。そこのところ、お願いします。

答(介護保険・障がいG主幹) 国の名称変更を受けて、この条例を変えるわけですが、複合型サービスという名称ではなかなかサービスの内容がイメージしにくいということで、こういった名称、看護小規模多機能型居宅介護という名称に改称するものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第17号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第18号の質疑を打ち切ります。

(13) 議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) これは、保育所の設置や管理に関する条例の一部改正なのですが、保育料というのが、今、高浜だと規則になっているかと思うんですが、これをやはり条例に変えないと、規則ではわかりにくいというのか、知らない間に、ということがありますので条例に変える必要があるかと思うんですが、その点ではどうなのか、お願いします。

委員長 12番委員、質問の意味がよくわからないんですが。

問(12) 設置や管理に関する条例の一部改正ですけども、この関係で保育料というのが、規則で、今、決められているんですね。ですけども、条例で、規定されている自治体もあるわけです。ですから、高浜もそういうふうに、条例で規定する必要があるんじゃないかということです。

答(こども育成) 今回のこの条例のところ、国の制度の中では、保育料については徴収根拠というのを各自治体で、条例で持ちなさいということが示されておりますので、今回、その部分について改正をしているというものでございまして、それに伴う保育料そのものについては、条例で決める必要はないという判断も示されておりますので、それに従いまして、これまでも規則で、条例でなくてもいいという部分は示されている中で、今後、新しい支援制度の中で、それが示されておりますので、これまで同様規則の中で運用していくという考えでおります。

問(12) これまではそういうことなんですけども、今度、子ども・子育て支援法で全体が変わるわけですから、この際、条例にするべきではないかということと、所得税でやっていたのを住民税でということも、今回、出ていますので、そういう面がどういうふうになるのか、お示してください。

答(こども育成) 保育料の部分につきましては、大きな内容に変更があるということが生じそうな場合には、また、お示しのほうはさせていただきたいと思います。その上で、今回、新しい支援制度の中では、これまでの所得税による判定のところから、市町村民税による判定というふうに変ってきます。その中で、高浜市におきましては、今までの判定のところから、動きがないよう

な形で市町村民税による判定に、という形で移行する表になるようにしておりますので、基本的には、保育料については、保育料の額そのものは変えませんが、同じような階層にいく形で、設定をするという形でございます。

問（１２） 新入園児については、新しく入られる方について、年少扶養控除の関係で、それが、影響が出てくるのではないかとということが考えられるんですが、その点ではどういうふうになっているのでしょうか。

答（こども育成） 年少扶養控除の件につきましては、国のほうは、これまでは再計算という形の手法をとっておりましたが、これからはいわゆるモデルケースに、保護者を２人、父母と子供２人という世帯の中で計算をしたモデルケースに基づいて算定していくという形で示されておりますので、それに合わせた形というふうになってまいります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第１９号の質疑を打ち切ります。

（１４）議案第２０号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問（６） まず、今回、この議案第２０号について、議案説明会のときに影響額が３８０万円程度という説明があったと思うんですけども、その詳細について、まずお答えいただきたいと思います。

答（こども育成） 今回の条例の改正に伴う影響額の３８０万円の内訳でございますけれども、これにつきましては、平成２６年度の児童の状況により試算したものでございまして、３８０万円のうち、約８割を占める３００万円が、今回の改正にあります小学３年生から数えて３番目の児童へのいわゆる第３子無料への対応によるものでございます。次に、市民税所得割非課税世帯への対応で、約５５万円となっております。

問（６） 今回、幼稚園の話なんですけども、保育園のほうの第３子について

は、どのようになっているかということをお教えいただきたいんですけども。
答（こども育成） 保育料におきましては、まず、国の制度に基づきまして、同時通園しております第3子につきましては、多子減免という扱いで無料になっております。また、その場合、第2子においては半額、第3子では無料という形です。また、県の制度を活用してまして、18歳未満の子供におきまして、第3子の3歳未満児につきましても、無料として取り扱っております。

問（6） 今回、この制度というのは、少子化対策の一環だと思うんですけども、これは全国でやられていることで、また、高浜市に限ったことではないと思うんですけども、結果的には、目的というのは合計特殊出生率、これを上げていくための一つの手段だと。という意味で考えると、今回、国のお金にしる、どこのお金にしる、いくらかの税が使われるわけですから、きちんと、その効果というか、結果的に、これがどうなっているんだということは、最終的な目的のところでおっしゃっていただく意味で、合計特殊出生率、高浜確か1.80だったと思いますけども。こういうところは、きちんと見ていかれるのかどうかということをお教えいただきたいんですけども。

答（こども育成） 今回の子育て支援ということで、支援制度、国におきましては、これは少子化対策におきましては、妊娠、出産のところであったり、働き方であったり、こういった子育て支援であったりという中で、総合的に進めているという中で、今回、この私どもの管轄いたします子育て支援という部分の中で、今回の授業料の件も含めて、トータル的に少子化対策の中の一環として行われているというところがございますので、当然ながら、そういった合計特殊出生率ですとか、そういった数字の動向、この件だけでそれが決まるわけではありませんが、複合的な要因の中で決まってくるものですが、そういった数値をしっかりと見ながら進めていくという形で、考えておりますのでよろしくお願いたします。

問（6） こういう制度ができて、子供さん、生まれたところは、いろいろこういう制度を確認されると思うんですけども、子供さんをたくさん産んでいただきたいという、先ほどの少子化対策ではないですけど、そういう面で考えると、こういう制度があるということをお知らせしていかないとけないと思うんですけど、そういうところは、どういう形で対応されるかということをお教えしてい

ただきたいんですけど。

答（こども育成） 私どものほうで、当然ながら、いろんな形で、そういったものはPRをしていかなければいけないという中で、普通に、いわゆる通常の広報ですとか、ホームページですとかいうところもありますけども、こども育成グループのほうで管轄しております、子育て支援ネットワークという子育て情報を一元化したポータルサイトというのもあって、そういった運用もしておりますので、そういったところの中、さまざまな機会とらえて、情報を出していきたいと思っていますし、また、これはお子さんができた状態のときになってしまうんですが、母子手帳配布時とかに、子育て情報を集めた「あんちょこ」という冊子も配っております。そういったいろんな機会をとらえて、高浜市としては、子育て支援をしていきますよという、こういった環境で子育て支援をしていますというところは、PRしていきたいと考えております。

問（6） 最後になりますけども、基本的に少子化対策というお話で伺ったんですけども、基本的に、ニーズとシーズの関係、要は、国のほうは合計特殊出生率、子供さんをふやしていきたい。それにこたえる一般の国民、このところの望んでいるところと合っているのかどうかというのが、これがミスマッチになってしまうと結果的に結びついていかないの、そういうところをやはり検証しながらやっていただきたいと思います。そうでないと、単なるばらまきの政策という形になりますので、そういうことも逆に言うと、国にきちんと伝えていただきたい。あったほうがいい、やったほうがいいのではなくて、やはり、いかに有効にそれが効いてくるかというところをきちんと見ていかないと。そうたくさんお金があるわけではないので、それを有効に使っていただくように、ぜひともそういうことで、国のほう、県のほうにも、きちんと申し込みたいと思います。

委員長 ほかに。

問（9） この子ども・子育て支援新制度の実施に当たっての関係で、今回のこの授業料の徴収条例の一部改正が行われるわけですけども、高浜市においては、公共施設のあり方計画案においても、子供自体は、今後そんなに、40年に渡って減っていかないだろうというような予測がされておるということは、当然、こういう施設も維持されていくだろうということになるわけですね。

については、今回、公立幼稚園の授業料を、私立幼稚園の上限以下にしなければならないというお達しの中で、こういう動きがあるということは、今後、公立でやっていくということに対する不安感というか、不安定感というか、逆に言うと、民間活力をもっと導入していったほうがいいのではないかなという一つの方向性も、ここから見えるのではないかなという気がするんですけども、そういう部分に対してのお考えがあれば。

答（こども育成） ただいまの質問に対してでございますけども、確かに、今後、私立、いわゆる民間園、公立園というところの中で、高浜市のほうとしては、これまで民営化等進めてきた中で、より充実した保育サービスを、また、それを限られた財源の中で行っていくという考え方のもと、実施してきているというところの中で、今後につきましても公立の部分については、民間園に対する指導等、監督という部分の役割もありますので、ある程度、現場を持つ必要は、当然、あるとは思いますが、ただそれは、ある程度、最小限という部分、スリム化するという部分の中で担保していけばいいかなと考えておりますので、今後につきましても、また、25日の全協の中でも、子ども・子育て支援事業計画等の中で示させていただくように、一例としては、高取幼稚園、高取保育園のところについては、民営化を含めた検討というところも入れさせてもらっておりますので、そういった形で、保育園、幼稚園の運営全体を、今後、考えていきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第20号の質疑を打ち切ります。

(15) 議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 2 1 号の質疑を打ち切ります。

(1 6) 議案第 2 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
に伴う関係条例の整備について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 2 2 号の質疑を打ち切ります。

(1 7) 議案第 2 3 号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

委員長 質疑を行います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 2 3 号の質疑を打ち切ります。以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ございません。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第 7 号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について

挙手多数により原案可決

(6) 議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(9) 議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(10) 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(11) 議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(12) 議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について

挙手全員により原案可決

(13) 議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(14) 議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(15) 議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について

挙手全員により原案可決

(16) 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

(17) 議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 11 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長